

高知県立大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「高知県立大学研究倫理指針」、「高知県立大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程」及び「高知県立大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程」に基づき、本学における研究活動に係る倫理教育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 教職員とは、高知県立大学法人職員就業規則第2条に定める教員及び一般職員のうちで研究に関する業務に携わる者をいう。
- (2) 研究員等とは、本学の研究員の身分を有する者をいう。
- (3) 研究倫理教育責任者とは、高知県立大学法人高知県立大学組織規程第2条に定める部、局、センター等のうち教職員が配置されている組織の長をいう。

(教職員及び研究員等の研究倫理教育の方法)

第3条 本学教職員及び研究員等は、次の各号のいずれか又は複数の教材の利用による研究倫理教育を受講しなければならない。研究倫理教育の受講内容については別に定める。

- (1) 一般財団法人公正研究推進協会による研究倫理教育教材「eAPRIN」による e-learning プログラム
- (2) 独立行政法人日本学術振興会による研究倫理教育教材「研究倫理eラーニングコース」による e-learning プログラム

2 研究倫理教育責任者は、教職員及び研究員等に前項各号に定める教材の利用による研究倫理教育等を受講させるよう努めるものとする。

3 研究倫理教育責任者が、研修会等が第1項各号に定める教材に相当すると判断する場合は、当該研修会等の受講を研究倫理教育の受講とみなすことができる。

(受講の時期)

第4条 教職員及び研究員等は、3年を超えない期間ごとに研究倫理教育を受講しなければならない。

(大学院生の研究倫理教育)

第5条 本学に在学する大学院生に対しては、次の各号のとおり研究倫理教育を実施するものとする。

- (1) 博士前期課程の学生は、研究倫理教育に関する授業科目の履修又は第3条第1項に定めるe-learningにより、研究倫理教育を受講しなければならない。
- (2) 博士後期課程及び博士課程の学生は、第3条の規定を準用する。

(学部生の研究倫理教育)

第6条 学部生は、研究倫理教育に関する授業科目の履修又は第3条第1項に定めるe-learningにより、研究倫理教育を受講しなければならない。

(受講修了証の提出)

第7条 第3条から第5条に掲げる者のうち、第3条第1項により研究倫理教育を受講した者は、教材作成機関より発行される受講修了証を研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

2 本学に在籍する前に第3条に定める研修を受講した者が、本学に着任した場合には、着任後速やかに受講修了証を研究倫理教育責任者に提出するものとする。

(受講免除)

第8条 研究倫理教育責任者は、教職員、研究員等及び本学学生が、公的研究費の配分機関による同様の研究倫理教育を受講し、その内容が本学指定の教材による受講に相当すると判断した場合、教職員、研究員等及び学生の申請により、受講をしたとみなすことができる。

2 研究倫理教育責任者は、教職員、研究員等及び本学学生が病気等の事由により、所定の時期に研究倫理教育を受講することができない場合、研究倫理教育の受講義務を免除することができる。

(研究倫理教育責任者の業務)

第9条 研究倫理教育責任者は、各研究分野等の特性に応じた研究倫理教育に関する研修会等の受講を推進するとともに、第3条第1項による研究倫理教育又は研修会等の受講状況の管理に必要な業務を行い、定期的に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、研究倫理教育に関し必要な事項は、高知県立大学研究倫理審査委員会において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の適用の際、平成27年4月1日以降に研究者が受講している研究倫理教育(第3条第1項に定める教材に限る。)は、この要領の規定により受講しているものとみなす。

附 則

この要領は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。